#### 令和5年度 第2回白馬村図書館協議会 次第

日時:令和6年3月14日(木)15時45分~ 場所:白馬村役場 3階 302会議室 1. 開会 2. 挨拶 3. 会議事項 (1)図書館の運営状況について (2) 図書館等複合施設の検討状況について (3) 図書館管理規則の一部改正について (4)雑誌スポンサー制度について 4. その他

5. 閉会

## 白馬村図書館協議会委員名簿

任期:令和4年6月14日~令和6年3月31日

役職	氏 名	所 属
	富山 正明	白馬村社会教育委員長
	太田 洋一	白馬村公民館長
	本多 希	白馬高等学校
委員	篠﨑・千恵	白馬南小学校
女貝	髙橋 英子	公募委員
	澤 清美	公募委員
	木曽 寿紀	公募委員
	嶋田 多希	公募委員

アドバイザー 篠田 尚利	県立長野図書館 資料情報課
--------------	---------------

	松澤 宏和	白馬村図書館長(生涯学習スポーツ課長)		
	松沢 由美子	白馬村図書館司書		
	大坪 裕子	白馬村図書館司書		
事務局	大熊 大智	白馬村図書館司書		
	山岸 由美	学校図書(白馬中学校)		
	海端 弥生	学校図書(白馬北小学校)		
	渡邉 宏太	生涯学習スポーツ課 生涯学習係長		

#### 白馬村図書館管理規則

平成24年3月30日 教育委員会規則第1号

#### (趣旨)

第1条 この規則は、白馬村図書館条例(平成10年白馬村条例第15号。<del>以下「条例」という。</del>) 第5条の規定に基づき白馬村図書館(以下「図書館」という。)の管理運営について必要な事項 を定めるものとする。

#### (開館時間)

第2条 図書館の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、館長が特に必要と認めたときは変更することができる。

#### (休館日)

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長は教育委員会と合議のうえ特に 必要と認めたときは、臨時に開館又は休館することができる。

- (1) 每週月曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 年末年始 12月29日から翌年1月3日まで
- (4) 館内整理日(毎月最終金曜日。ただし、その日が休館日にあたるときは前もって館長の定めた日とする。)
- (5) 特別整理期間(館長が定める期間で10日以内とする。)

#### (入館の制限)

第4条 館長は、次の各号の一に該当すると認めたときは入館させないことができる。

- (1) 公益を害し、風紀を乱すおそれがあるとき。
- (2) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 保護者等を伴わない 6 才未満の幼児
- (4) その他館長が管理上支障があると認めたとき。

#### (館内の秩序維持)

第5条 入館者は、館内において次の各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) 図書館図書、及び視聴覚資料(以下「図書等」という。)は、丁寧に取扱い、所定の場所以外で利用しないこと。
- (2) 館内を汚損したり、他の入館者に迷惑を与えるような行為をしないこと。
- (3) 館内所定の場所及び方法以外で飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 危険物又は動物(身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号)第2条第1項に規定する 身体障害者補助犬を除く。)を持ち込まないこと。
- **(5)** その他職員の指示に従うこと。

2 館長は、前項の規定に違反した者の利用を停止させ、必要により退館若しくは、一定期間の 入館を禁止することができる。

#### (損害賠償)

第6条 入館者<del>および</del>及び図書等の利用者は、建物、設備又は図書等を汚損、毀損若しくは亡失したときは、すみやかに館長に弁償届(様式第1号)を<mark>届出提出</mark>し、原状回復又は同一の現物で弁償しなければならない。ただし、現物で弁償できないと認められるときは、相当額の代金をもって弁償することができる。

2 館長は天災その他やむを得ない事由があると認めたときは、弁償を減免することができる。

#### (書庫の図書等の閲覧の手続)

第7条 書庫の図書等を閲覧しようとする者は、書庫内図書等閲覧申込書(様式第2号)を提出し、閲覧後は図書等を職員に返納しなければならない。

#### (個人の館外貸出し手続)

第8条 <u>館外貸出しの</u>図書等の貸出しを受け<del>を利用し</del>ようとする者は、白馬村図書館<del>図書等貸出利用登録</del>申込書(様式第3号)に、本人の身分を証明するもの(<del>身分証明書</del>個人番号カード、学生証、運転免許証等。以下「本人確認書類」という。)を添えて提出し、白馬村図書館利用者カード(様式第4号。以下「利用者カード」という。)の交付を受けなければならない。

- 2 図書等の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 北安曇郡内及び又は大町市内に住所を有する者
- (2) 北安曇郡内及び又は大町市内に通勤又は通学する者
- (3) その他館長が適当と認めた者
- 3 利用者カードの登録内容に変更が生じたときは、すみやかに館長に申し出なければならない。
- 4 1人が1回に貸出利用できしを受けられる図書等の数は10点を限度とし、このうち視聴覚 資料は3点以内とする。
- 5 **館外**貸出期間は、貸出しの日から3週間以内とする。
- 6 **館外**貸出しを受けようとする者は、貸出しを受けようとする図書等に、利用者カードを添えて提出し、職員の確認を受けなければならない。
- 7 貸出期間経過後、図書等を返納しないときは、当該者に対して貸出しを停止することができる。
- 8 貸出しを受けた図書等は、他の者に転貸してはならない。
- 89 利用者カードは、本人のほか使用してはならない。
- 9~10 利用者カードを不正に使用したとき及び同条第2項の規定に該当しなくなった場合は、その利用者カードを無効とし、不正使用者には利用者カードの発行を停止することができる。
- **10** 11 利用者カードを紛失、亡失又は破損したときは、すみやかに館長に届け出しなければならない。
- **41 12** 利用者カードの紛失、亡失又は破損により図書館に損害を与えた場合は、第 6 条の規定を準用するものとする。

#### (館外貸出しをしない図書等)

第9条 次に掲げる図書等は、<mark>館外</mark>貸出しをしない。ただし、禁帯出の表示のあるものに限る。

- (1) 貴重な図書
- (2) 辞書、事典、図鑑、年表、年鑑類及び統計書
- (3) 郷土図書
- (4) 新聞及び新刊雑誌の類
- (5) その他館長が指定した図書等

#### (団体等の解外貸出し手続)

第10条 団体貸出しを受けようとするもの者は、団体貸出申込書(様式第5号)に、代表者の身 <del>分を証明するもの(身分証明書、運転免許証等)</del>本人確認書類を添えて提出し、利用者カードの 交付を受けなければならない。

- 2 団体貸出しを受けることができる団体は、村内の官公署、学校及びその他 5 名以上の団体で 代表者の申請により館長が適当と認めたものとする。
- 3 団体貸出し<del>は館外貸出しのできる図書のみとし、</del>の貸出期間は貸出しの日から 60 日以内とし、貸出しの冊数は 100 冊以内とする。

#### (他館との図書等の貸借)

第 11 条 図書館は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 3 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、 他館との図書等の相互貸借(以下「相互貸借」という。)を行う。

- 2 相互貸借を行う場合は、公共図書館間資料相互貸借指針、長野県図書館協会図書館資料相互 貸借規約に基づき手続きを行う。
- 3 図書館の利用者は、利用したい図書等が図書館に所蔵されていない場合は、他館図書等取り 寄せ申込書(様式第6号)を館長に提出し、他の図書館等からの借受けを求めることができる。
- 4 当該図書等の貸出しについては、相互貸借貸出館の指示がある場合は、それに従い、特に指示がない場合は、第8条各項の規定を適用する。
- 5 当該図書等の貸出しに要する費用は、図書館が負担するが、県外の図書館等から借受けをする場合は、費用の2分の1を利用者が負担する。

#### (寄贈)

第12条 図書等を寄贈しようとする者は、<mark>図書館</mark>図書等寄贈申込書(様式第7号)を提出し、館 長の承認を受け現品を搬入するものとする。

- 2 寄贈された図書等には、寄贈の表示をし、一般図書等と同一の取扱いをするものとする。
- 3 寄贈図書等の搬入に要する経費は、寄贈者の負担とする。ただし、事情により図書館においてその経費の一部を負担することがある。

#### (複写)

第 13 条 図書館資料の複写を必要とする者は、<mark>図書館資料</mark>図書等複写申込書(様式第 8 号)を提出しなければならない。

2 図書館資料の複写は、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)に規定する範囲において行うことが

できる。

- 3 館長は複写をすることが不適当であると認めた場合は、これを許可しない。
- 4 複写に要する費用は、利用者が負担する。

#### (視聴覚資料等の利用)

第14条 館内で視聴覚資料のを視聴及びインターネット端末(以下「端末」という。)の利用をする者は、視聴覚資料等閲覧申込書(様式第9号)を提出し、利用者カード又は本人確認書類を提示しなければならない。

- 2 1人が1回に利用できる視聴覚資料の数は1点とする。
- 3 端末の利用時間は、1回あたり30分までとする。ただし、次の利用者が待機していない場合は、利用時間を30分を限度として延長することができる。
- 4 端末の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 情報の検索又は閲覧以外の行為をしないこと。
- (2) 端末に自らが持ち込んだ機器を接続しないこと。
- 5 端末の利用者は、当該端末又は当該端末により閲覧したウェブサイト、データベース等に障害、損害等が生じた場合は、その責任を負うものとする。

#### (インターネット端末の利用)

第15条 インターネット端末(以下「端末」という。)を利用しようとする者は、インターネット端末利用申込書(様式第10号)を提出し、利用者カード又は本人確認書類を提示しなければならない。

- 2 端末の利用時間は、1回あたり30分までとする。ただし、次の利用者が待機していない場合は、利用時間を30分を限度として延長することができる。
- 3 端末の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 情報の検索又は閲覧以外の行為をしないこと。
- (2) 端末に自らが持ち込んだ機器を接続しないこと。
- 4 端末の利用者は、当該端末又は当該端末により閲覧したウェブサイト、データベース等に障害、損害等が生じた場合は、その責任を負うものとする。

#### (その他必要事項)

第 1516 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

#### 附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日教委規則第6号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月4日教委規則第 号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 白馬村図書館管理規則(平成24年白馬村教育委員会規則第1号)新旧対照表

改正後	改正前
	様式第1号(第6条関係)
様式第1号(第6条関係)	弁 償 届
弁 償 届	年 月 日 白馬村図書館長 <u>あて</u>
年 月 日	住 所 氏 名 <u>印</u> 電話番号
白馬村図書館長 <u>宛</u> 住 所	年 月 日貴図書館の <u>建物、設備、図書等を(汚損、毀損、亡失)いたしまし</u> たので、白馬村図書館管理規則第6条の規定により弁償いたしたくお届けいたします。
氏 名 <u></u>	記
電話番号  年 月 日貴図書館の <u>資料等(建物、設備)を汚損(毀損、亡失)しました</u> ので、白馬村図書館管理規則第6条の規定により <u>届け出ます。</u> 記  1. 図書館資料等	1 図書等       汚損・毀損・亡失の状況       名     称       著     者       発     行       価     格       弁     償     方       区     分     汚損・毀損の状況     弁     償     方     法       建     物       設     備
<ul> <li>2. 建物、設備</li> <li>箇所・名称</li> <li>状況・理由</li> <li>弁 償 方 法</li> <li>□ 同じ設備の代納</li> <li>□ 原状回復の費用負担</li> <li>特 記 事 項</li> <li>※相当額の代金をもって弁償する場合、振込手数料は届出者の負担とする。</li> </ul>	

様式第3号(第8条関係)

#### 白馬村図書館利用登録申込書

白馬村図書館長 宛

<u>白馬村図書館の資料等を借り受けたいので、白馬村図書館管理規則第8条の規定に</u>より以下のとおり申込みます。

□ 新規登録 □ 登録内容変更 □ 紛失 (カード再発行)

資料等を紛失・汚損・毀損した場合は弁償することに同意します。

			_
ふりがな			
氏	記入者: 本人 · 本人以外(氏名:		
生 年 前 日	<u>年 月 日</u>	性別	男 · 女
でんわばんごう電話番号			
じゅうしょ	〒		
予約に関する	1. メール 図書館 Web サイト(OPAC)でパスワードとメー	-ルアドレスを	登録してください。
***な 蓮 絡 芳 法	2. 電話 3. 不要(場合によっては)	車絡を取らせ~	ていただきます)

現住所が北アルプス地域(白馬村・大町市・池田町・松川村・小谷村)以外の方は 以下の欄も記入し、本人確認書類に加えて通勤・通学又は滞在先等が確認できる書類 を提示してください。

	0 ( (,cc.	
勤	事業所・学校名	
勤務先上学校	所 在 地	<u>一一</u>
養	電話番号	
		別荘・実家・親類・滞在施設等(滞在期間:~ 年 月 日)
	A	三 白馬村 / 大町市 / 池田町 / 松川村 / 小谷村 / 他
滞在先	住 所	
医		( 様方)
	電話番号	<u>※場合によっては連絡をさせていただきます</u>

図書	館記入欄	<u>申込日 年 月 日 担当:</u>
確認書類	<u>本</u> 人	住民票・運転免許証・健康保険証・学生証・マイナンバーカード・パスポート
整書	勤務先学校	学生証・社員証・名刺・雇用証明等・公共料金・郵便・他( )
麺	<u>別 荘 等</u>	滞在先の予約証等・郵便・公共料金・他( )
<u>利</u>	用者区分	個人・短期( / / ) <u>利用者番号</u>

様式第3号(第8条関係)

図書館図書等貸出申込書(新規・再発行・変更)

白馬村図書館長 あて

太枠の項目のみ記入してください。

Š	り	が	な								
氏	名	(性別	IJ)						男	•	女
電	話	番	号		(	)			自宅・	携	等帯電話_
F	Α .	X 番	号		(	)					
生	年	月	日	大正・昭和	印・平成		年	J	月日		
郵	便	番	号								
住			所								
勤		务 ご記入くた	先 <sup>isn)</sup>								
保	進 -	者 氏	夂	ふりがな							
		方のみご		氏 名							

連絡先情報 ※連絡先の必要な方のみ記入してください。

	<u> </u>	
連絡先区分	_勤務先 ・ 帰省先 ・ その他( )	
連絡先名		
連絡先電話番号		
連絡先住所		
備考		

以下は図書館で記入します。

利用者区分	在住・通勤・通学・その他(		)
受 取 人	本人・保護者・代理人(氏名	続柄	)
確認身分証	運転免許証・保険証・その他(		)
登録番号	登録日		

※図書館の図書等を破損または紛失したときは、白馬村図書館管理規則第6条に基づき弁償することに同意していただきます。

様式第7号(第12条関係)

#### 図書等寄贈申込書

年 月 日

白馬村図書館長 宛

住 所

氏 名

電話番号

下記のとおり資料を寄贈したいので、白馬村図書館管理規則第 12 条の規定により申し込みます。

なお、寄贈した資料の取り扱いについては、貴図書館に一任します。

記

<u>資料名等</u>	数量	備考

記名	要・ 不要
礼状	<u>要・不要</u>

- ・寄贈いただいた資料は、公的団体等に無償で譲渡する場合や廃棄処分とする場合があります。
- ・寄贈後の返還や所蔵状況についての問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

様式第7号(第12条関係)

#### 図書館図書等寄贈申込書

白馬村図書館へ下記のとおり寄贈いたしますので、ご採納ください。

年 月 日

白馬村図書館長 あて

 寄贈者
 住
 所

 氏
 名

印

電話番号

記

寄贈物件名	数	量	備	考

様式第8号(第13条関係)

年 月 日

#### 図書等複写申込書

白馬村図書館長 宛

住 所

氏 名

電話番号

白馬村図書館管理規則第13条の規定により、下記<u>資料</u>の複写を申し込みます。 なお、著作権上の問題が生じた場合は、<u>申込者が</u>責任を負います。

記

<u>資料名</u>	<u>ページ</u>	<u>白黒</u> (10 円/枚)	<u>カラー</u> (50 円/枚)
		<u>枚</u>	<u>枚</u>
		<u>枚</u>	<u>枚</u>
		<u>枚</u>	<u>枚</u>
	_合計枚数_	<u>枚</u>	<u>枚</u>
	_合計金額_	<u> </u>	<u>円</u>

合計 枚 円

様式第8号(第13条関係)

#### 図書館資料複写申込書

年 月 日

白馬村図書館長 あて

住 所 氏 名 電話番号

白馬村図書館管理規則第13条の規定により、下記<u>図書等</u>の複写を申し込みます。なお、<u>複写</u>に要する費用は負担し、著作権上の問題が生じた場合は、責任を負います。

記

#### 複写希望図書等

図 書 名 等	枚数	_備 考_

様式第9号(第14条関係)

年 月 日

#### 視聴覚資料閲覧申込書

白馬村図書館長 宛

住 所

氏 名

電話番号

下記の視聴覚資料を閲覧したいので、白馬村図書館管理規則第14条の規定により申し込みます。

記

資	料番	号	<u>資料名</u>

※ 利用者カード又は本人確認書類を提示してください。

※ 閲覧は図書館内で行い、閲覧後は資料を職員に返納してください。

図書館記入欄

本人確認		・個人番号カー ポート・他(	ド・運転	免許証・在留	カード・健康保険証 <u>・</u> )
貸出機	貸出	<u>:</u>	返却	<u>:</u>	

様式第9号(第14条関係)

#### 視聴覚資料等閲覧申込書

年 月 日

白馬村図書館長 あて

住 所 氏 名 電話番号

□ 次の視聴覚資料等を閲覧したいので、注意事項を守り、白馬村図書館管理規則第14条 の規定により申込みます。

請 求 記 号	視 聴 覚 資 料 名

注意事項 ※閲覧は、図書館内で行ってください。

※閲覧後、視聴覚資料は職員に返納してください。

□ インターネット端末を利用したいので、注意事項を守り、白馬村図書館管理規則第14 条の規定により申込みます。

	開始問	寺間_				終了	時間_		
午前	午後	時	分	午前	•	午後	時	分	

注意事項 ※利用時間は、1回あたり30分までです。次の利用者が待機していない場合は、

30分を限度として延長することができます。

※情報の検索又は閲覧以外の行為をしないこと。

※端末に持ち込んだ機器を接続しないこと。

	年 月 日  インターネット端末利用申込書  白馬村図書館長 宛  住 所  氏 名  電話番号  インターネット端末を利用したいので、白馬村図書館管理規則第15条の規定 により申し込みます。  ※ 利用書か・ド又は本人産認書簿を提示してください。  ※ 利用時間は1回あたり30分までです。次の利用者が特徴していない場合は、30分を限度として延長することができます。 ※ 情熱の確実によ問数以外の行為に禁止されています。 ※ 情報の確実には関数以外の行為に禁止されています。 ※ 端末に持ち込んだ機器等を接続しないでください。  図書館示人樹  本人確認  (住民書・バスポート・他(	年 月 日							
年 月 日	年 月 日	年 月 日	様式第 10 号(第	· 15 条関係)					
						年 月 日			
住 所 氏 名 電話番号  インターネット端末を利用したいので、白馬村図書館管理規則第 15 条の規定 により申し込みます。  ※ 利用者カード又は本人確認書類を提示してください。 ※ 利用時間は1回あたり30分まです。次の利用者が待機していない場合は、30分を限度として延長することができます。 ※ 情報の検索又は関戦以外の行為は禁止されています。 ※ 端末に持ち込んだ機器等を接続しないでください。  図書館記入制  和用者カード・個人番号カード・運転免許証・在留カード・健康保険証・住民票・バスポート・他(	日馬村図書館長 宛  住 所 氏 名 電話番号  インターネット端末を利用したいので、白馬村図書館管理規則第 15 条の規定 により申し込みます。  ※ 利用書カード又は本人確認書類を提示してください。 ※ 利用時間は1 回あたり300 分までです。次の利用者が特徴していない場合 は3 の分を限度として延長することができます。 ※ 情報の検索又は閲覧以外の行為は禁止されています。 ※ 端末に持ち込んだ機器等を接続しないでください。	日馬村図書館長 宛  住 所 氏 名 電話番号  インターネット端末を利用したいので、白馬村図書館管理規則第15条の規定 により申し込みます。  ※ 利用書カード又は本人確認書類を提示してください。 ※ 利用時間は1回あたり30分までです。次の利用者が特徴していない場合 は3の分を限度として延長することができます。 ※ 情報の検索又は閲覧以外の行為は禁止されています。 ※ 端末に持ち込んだ機器等を接続しないでください。  図書館記入棚  和用者カード・個人番号カード・運転免許証・在留カード・健康保険証・ 在民業・パスポート・他人		インターネ					
住 所     氏 名     電話番号      インターネット端末を利用したいので、白馬村図書館管理規則第 15 条の規定 により申し込みます。  ※ 利用者カード又は本人確認書類を提示してください。  ※ 利用時間は1回あたり30分までです。次の利用者が待機していない場合 は、30分を限度として延長することができます。  ※ 情報の検索又は閲覧以外の行為は禁止されています。  ※ 備報の検索又は閲覧以外の行為は禁止されています。  ※ 備本に持ち込んだ機器等を接続しないでください。  図書館記入欄  本人権器 利用者カード・運転免許証・在留カード・健康保険証・ 住民男・バスポート・他(	住 所 氏 名 電話番号  インターネット端末を利用したいので、白馬村図書館管理規則第 15 条の規定 により申し込みます。  ※ 利用者カード又は本人確認書類を提示してください。 ※ 利用時間は1回あたり30分までです。次の利用者が待機していない場合 は、30分を限度として延長することができます。 ※ 情報の検索又は問題以外の行為は禁止されています。 ※ 端末に持ち込んだ機器等を接続しないでください。  図書館記人欄 本人 確認 利用者カード・運転免許証・在留カード・建康保険証・ 住民栗・バスポート・他(	住 所 氏 名 電話番号  インターネット端末を利用したいので、白馬村図書館管理規則第 15 条の規定 により申し込みます。  ※ 利用者カード又は本人確認書類を提示してください。 ※ 利用時間は1回あたり30分までです。次の利用者が待機していない場合 は、30分を限度として延長することができます。 ※ 情報の検索又は問題以外の行為は禁止されています。 ※ 端末に持ち込んだ機器等を接続しないでください。  図書館記人欄 本人 確認 利用者カード・運転免許証・在留カード・建康保険証・ 住民栗・バスポート・他(	白馬村図書館長		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
氏 名 電話番号  インターネット端末を利用したいので、白馬村図書館管理規則第 15 条の規定 により申し込みます。  ※ 利用者カード又は本人確認書類を提示してください。 ※ 利用時間は1回あたり30分までです。次の利用者が待機していない場合 は、30分を限度として延長することができます。 ※ 情報の検索又は閲覧以外の行為は禁止されています。 ※ 端末に持ち込んだ機器等を接続しないでください。  図書館記入  本人確認 利用者カード・個人番号カード・運転免許証・在留カード・健康保険証・ 住民票・ベスポート・他(	氏 名 電話番号  インターネット端末を利用したいので、白馬村図書館管理規則第 15 条の規定 により申し込みます。  ※ 利用者カード又は本人確認書類を提示してください。 ※ 利用時間は 1 回あたり 30 分までです。次の利用者が待機していない場合 は、30 分を限度として返使することができます。 ※ 情報の検索又は閲覧以外の行為は禁止されています。 ※ 端末に持ち込んだ機器等を接続しないでください。  図書館記入樹  本人確認 利用者カード・個人番号カード・運転免許能・在留カード・健康保険部・住民票・バスポート・他(	氏 名 電話番号  インターネット端末を利用したいので、白馬村図書館管理規則第 15 条の規定 により申し込みます。  ※ 利用者カード又は本人確認書類を提示してください。 ※ 利用時間は 1 回あたり 30 分までです。次の利用者が待機していない場合 は、30 分を限度として返使することができます。 ※ 情報の検索又は閲覧以外の行為は禁止されています。 ※ 端末に持ち込んだ機器等を接続しないでください。  図書館記入樹  本人確認 利用者カード・個人番号カード・運転免許能・在留カード・健康保険部・住民票・バスポート・他(		, <del>-</del>	住 所				
インターネット端末を利用したいので、白馬村図書館管理規則第 15 条の規定により申し込みます。  ※ 利用者カード又は本人確認書類を提示してください。  ※ 利用時間は1回あたり30分までです。次の利用者が待機していない場合は、30分を限度として延長することができます。  ※ 情報の検索又は閲覧以外の行為は禁止されています。  ※ 端末に持ち込んだ機器等を接続しないでください。  図書館記入欄  本人確認 利用者カード・運転免許証・在留カード・健康保険証・住民票・パスポート・他(	インターネット端末を利用したいので、白馬村図書館管理規則第 15 条の規定により申し込みます。  ※ 利用者カード又は本人確認書類を提示してください。  ※ 利用時間は1回あたり30分までです。次の利用者が待機していない場合は、30分を限度として延長することができます。  ※ 情報の検索又は閲覧以外の行為は禁止されています。  ※ 端末に持ち込んだ機器等を接続しないでください。  図書館記入欄  本人確認 利用者カード・運転免許証・在留カード・健康保険証・住民票・パスポート・他(	インターネット端末を利用したいので、白馬村図書館管理規則第 15 条の規定により申し込みます。  ※ 利用者カード又は本人確認書類を提示してください。  ※ 利用時間は1回あたり30分までです。次の利用者が待機していない場合は、30分を限度として延長することができます。  ※ 情報の検索又は閲覧以外の行為は禁止されています。  ※ 端末に持ち込んだ機器等を接続しないでください。  図書館記入欄  本人確認 利用者カード・運転免許証・在留カード・健康保険証・住民票・パスポート・他(							
により申し込みます。  ※ 利用者カード又は本人確認書類を提示してください。  ※ 利用時間は1回あたり30分までです。次の利用者が待機していない場合は、30分を限度として延長することができます。  ※ 情報の検索又は閲覧以外の行為は禁止されています。  ※ 端末に持ち込んだ機器等を接続しないでください。  図書館記入欄  本人確認 利用者カード・個人番号カード・運転免許証・在留カード・健康保険証・住民票・パスポート・他()	により申し込みます。  ※ 利用者カード又は本人確認書類を提示してください。  ※ 利用時間は1回あたり30分までです。次の利用者が待機していない場合は、30分を限度として延長することができます。  ※ 情報の検索又は閲覧以外の行為は禁止されています。  ※ 端末に持ち込んだ機器等を接続しないでください。  図書館記入欄  本人確認 利用者カード・個人番号カード・運転免許証・在留カード・健康保険証・住民票・パスポート・他()	により申し込みます。  ※ 利用者カード又は本人確認書類を提示してください。  ※ 利用時間は1回あたり30分までです。次の利用者が待機していない場合は、30分を限度として延長することができます。  ※ 情報の検索又は閲覧以外の行為は禁止されています。  ※ 端末に持ち込んだ機器等を接続しないでください。  図書館記入欄  本人確認 利用者カード・個人番号カード・運転免許証・在留カード・健康保険証・住民票・パスポート・他()			電話番号				
<ul> <li>※ 利用時間は1回あたり30分までです。次の利用者が待機していない場合は、30分を限度として延長することができます。</li> <li>※ 情報の検索又は閲覧以外の行為は禁止されています。</li> <li>※ 端末に持ち込んだ機器等を接続しないでください。</li> <li>図書館記入欄</li> <li>本人確認 利用者カード・運転免許証・在留カード・健康保険証・住民票・パスポート・他()</li> </ul>	<ul> <li>※ 利用時間は1回あたり30分までです。次の利用者が待機していない場合は、30分を限度として延長することができます。</li> <li>※ 情報の検索又は閲覧以外の行為は禁止されています。</li> <li>※ 端末に持ち込んだ機器等を接続しないでください。</li> <li>図書館記入欄</li> <li>本人確認 利用者カード・運転免許証・在留カード・健康保険証・住民票・パスポート・他()</li> </ul>	<ul> <li>※ 利用時間は1回あたり30分までです。次の利用者が待機していない場合は、30分を限度として延長することができます。</li> <li>※ 情報の検索又は閲覧以外の行為は禁止されています。</li> <li>※ 端末に持ち込んだ機器等を接続しないでください。</li> <li>図書館記入欄</li> <li>本人確認 利用者カード・運転免許証・在留カード・健康保険証・住民票・パスポート・他()</li> </ul>			ので、白馬村図書館管理	規則第 15 条の規定			
本人確認 利用者カード・個人番号カード・運転免許証・在留カード・健康保険証・住民票・パスポート・他 ( )	本人確認 利用者カード・個人番号カード・運転免許証・在留カード・健康保険証・住民票・パスポート・他( )	本人確認 利用者カード・個人番号カード・運転免許証・在留カード・健康保険証・住民票・パスポート・他( )	は、30 分を ※ 情報の検索)	・限度として延長す 又は閲覧以外の行為	ることができます。 為は禁止されています。				
			図書給記入場						
			上, 共和 利	  用者カード・個人番 <sup>!</sup> 	房カード・運転免許証・在留 地(	7カード・健康保険証・ )			
			本人確認 利住	E民票・パスポート・何 T	也 (	日カード・健康保険証・ )			
			本人確認 利住	E民票・パスポート・何 T	也 (	日カード・健康保険証・ )			
			本人確認 利住	E民票・パスポート・何 T	也 (	日カード・健康保険証・ )			
			本人確認 利住	E民票・パスポート・何 T	也 (	日カード・健康保険証・ )			
			本人確認 利住	E民票・パスポート・何 T	也 (	日カード・健康保険証・ )			

#### 白馬村図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

令和6年3月4日 教育委員会告示第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、白馬村図書館(以下「図書館」という。)に配架する雑誌の代金を事業者が負担することにより、当該雑誌を利用して当該事業者(以下「雑誌スポンサー」という。)の事業に係る広告を行う制度(以下「雑誌スポンサー制度」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、図書資料を広告媒体として活用することにより、民間事業 者等の情報発信の場を提供するとともに、図書資料購入のための財源を確保し図書館サー ビスの充実を図ることを目的とする。

(広告の方法)

- 第3条 雑誌スポンサーは、広告表示を希望する雑誌の購入費用を負担し、白馬村教育委員会(以下「教育委員会」という。)は当該雑誌(以下「スポンサー雑誌」という。)を図書館雑誌コーナーに配架する。
- 2 教育委員会は、スポンサー雑誌の最新号にカバーを付け、カバーの表面に雑誌スポンサー名を、カバーの裏面には雑誌スポンサーの事業に関する広告を表示するものとする。
- 3 カバーに表示する雑誌スポンサー名及び広告は、雑誌スポンサーが用意するものとし、 その規格等は別表のとおりとする。ただし、規格等は雑誌の大きさ等により調整すること がある。
- 4 スポンサー雑誌の配架場所は、教育委員会が決定する。
- 5 雑誌スポンサーの申出により、スポンサー名及び広告を表示しないことができる。 (雑誌スポンサーの対象者)
- 第4条 雑誌スポンサーの対象者は、事業を行っている個人又は団体とし、白馬村広報等有料広告掲載基準(平成19年白馬村告示第36号)第3条に該当する規制業種又は事業者に係るものは、対象としない。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。 (広告の内容)
- 第5条 広告の内容は、雑誌スポンサーが行っている事業に関するものに限り、かつ、図書館の公共性、品位及び信頼を損なうおそれがなく、村民に不利益を与えることがないものとし、白馬村広報等有料広告掲載基準第4条に該当するものは対象としない。

(広告の表示期間)

第6条 広告を表示する期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までの期間とする。 ただし、年度の途中に申込みを行い、審査を受けて承認された場合は、承認された月の翌 日から当該年度の3月31日までとする。

2 広告表示期間満了の日までに、雑誌スポンサー又は教育委員会のいずれかの解約の意思表示がない場合は、当該期間を更新するものとする。

(雑誌スポンサーの募集)

- 第7条 雑誌スポンサーになることを希望する者は、教育委員会が別に定める雑誌リストの中からスポンサーの対象とする雑誌を選定し、白馬村図書館雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、広告の原稿等を添えて教育委員会に提出するものとする。(雑誌スポンサー及び広告内容の審査)
- 第8条 前条の申込みがあったときは、広告掲載審査会(以下「審査会」という。)を開催 し、広告の内容等を審査する。
- 2 審査会の組織及び会議については、白馬村広報等有料広告掲載要綱(平成19年白馬村告示第35号)第15条及び第16条の規定を準用する。
- 3 審査は、申込みのあった順に行うものとし、同一の雑誌に複数の申込みがある場合は、 申込み受付順に優先権を与え、郵送等により同着の場合は抽選で優先権を決定する。
- 4 教育委員会は雑誌スポンサーに対して広告内容に関する修正を依頼することができる ものとし、雑誌スポンサーは正当な理由がない限りこれに応じなければならない。 (雑誌スポンサーの決定)
- 第9条 教育委員会は、雑誌スポンサーを決定したときは、白馬村図書館雑誌スポンサー決 定通知書(様式第2号)により、申込者に対して通知するものとする。
- 2 教育委員会は、前項に規定する通知に、必要な条件を付すことができる。 (雑誌スポンサーの責務)
- 第 10 条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告原稿の作成経費は、雑誌スポンサーの負担とする。

(広告内容の変更)

第11条 雑誌スポンサーは、雑誌に表示した広告の内容を変更しようとするときは、事前 に申し出て変更の内容について承諾を得なければならない。

(雑誌購入代金の支払)

- 第12条 雑誌スポンサーが負担する雑誌購入費は、教育委員会が指定する雑誌納入事業者 に直接支払うものとする。ただし、雑誌スポンサーの事情により、教育委員会が指定した 方法で購入が困難な場合は、あらかじめ教育委員会と協議するものとする。
- 2 支払は、毎年度一括先払とし、定価の変動等により過不足が生じた場合は、年度末に清 算を行う。
- 3 振込手数料等支払に必要な一切の経費は雑誌スポンサーの負担とする。
- 4 スポンサー雑誌が契約中途で休刊又は廃刊等となった場合は、協議の上別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(雑誌の所有権)

第13条 スポンサー雑誌は、図書館に帰属するものとする。

(雑誌スポンサーの取消)

- 第14条 教育委員会は、雑誌スポンサーが次のいずれかに該当する場合は、雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。
- (1) 覚書の締結内容を遵守していないことが判明したとき。
- (2) 購読料を、納入業者が指定する期日までに納付しないとき。
- (3) 第4条の基準に適合しないことが判明したとき。
- (4) 第8条第4項に規定する広告内容の修正を行わないとき。
- (5) その他雑誌スポンサーとして適切でないと教育委員会が判断したとき。
- 2 雑誌スポンサーが支払った雑誌購入費は、前項の規定による決定取消しにかかわらず返還しないものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

#### 別表 (第3条関係)

種別	位置	規格	表示位置
スポンサー名の	カバー表面	縦4センチメートル、横 13	雑誌カバー底辺から4セン
表示		センチメートル以内	チメートル程度上部の中央
		原則、地は白色	
広告の表示	カバー裏面	雑誌の縦横の寸法未満	規定なし

#### 白馬村図書館雑誌スポンサー申込書

年 月 日

白馬村教育委員会 宛

申込者 住所又は所在地 名 称 氏名又は代表者名

白馬村図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第7条の規定により、下記のとおり広告の掲載を申し込みます。なお、申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- (1) この申込書及びその添付書類については、事実と相違ありません。
- (2) 白馬村図書館雑誌スポンサー制度実施要綱等の関係法令を遵守します。
- (3) 村税の滞納はなく、本件に関して村税の納付状況について調査を行うことに同意します。

記

1. 広告の掲載を規模する雑誌 誌

希望順位	雑誌名
1	
2	
3	
4	
5	

2.	広告の	掲載	を希	望す	ろ耳	泪間
<i>-</i> .	$\rightarrow$	1.01	- 1111	<del>_</del> /	2	√1 I ⊢1

年 月 日から 年 月 日まで

3. 添付資料

広告原稿、会社概要等、最新の納税証明書(村内に事業所等を有する場合を除く)

4. 担当者連絡先

部署	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

#### 白馬村図書館雑誌スポンサー決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

白馬村教育委員会

年 月 日付で申込みがあった白馬村図書館雑誌スポンサーについて、下記のとおり掲載する(しない)ことを決定しましたので、白馬村図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

#### 1. 広告を表示する雑誌

	雑誌名
1	
2	
3	
4	
5	

2. 広告を表示する期間

年 月 日から 年 月 日まで

3. その他(掲載の条件、掲載しない理由等)

# 白馬村図書館

## 雑誌スポンサー 募集中

白馬村図書館では、企業や団体・個人の皆様に雑誌の年間購入代金を負担していただくことで、 その雑誌の最新号のカバーにスポンサー名及び広告を掲載する「雑誌スポンサー制度」を実施しています。

最新号の雑誌は多くの来館者の手に取られることから、図書館を通じた企業の地域貢献活動を 広く利用者に周知する機会となります。

皆様からのご応募をお待ちしています。

#### □ 応募資格

事業を行っている企業・団体・個人(村内外を問いません)

#### ■スポンサー期間

原則として、4月1日から翌年3月31日までの期間としますが、年度途中でも応募可能です。 ※選択いただく雑誌は先着順で決定します。

#### ■ 対象となる雑誌

白馬村行政ホームページでご確認いただくか、白馬村図書館までお問い合わせください。

#### 広告の規格

指定雑誌のカバー表面(底辺から4cm程度上部の中央)に縦4cm×横13cm以内で企業・団体等の名称を表示し、カバー裏面に雑誌の寸法未満で事業に関する広告を表示します。

#### 申込手続き

雑誌スポンサー申込書に必要事項を記入し、広告 原稿等を添えて、白馬村教育委員会事務局(生涯 学習スポーツ課)にご提出ください。

申込書類受領後、審査を行いスポンサーの可否を決定します。

雑誌購入費は、教育委員会が指定する雑誌納入事業者に 一括先払いにより直接お支払いいただきます。 詳細は白馬村図書館までお問い合わせください。

#### ■お申し込み・お問い合わせ

白馬村図書館

電話:0261-72-5200

電子メール:tosho@vill.hakuba.lg.jp





## 白馬村図書館雑誌スポンサー対象雑誌一覧表

2024.3.14

		月刊	LDK	¥8,880
生活情報誌	手	月刊	うかたま	¥3, 268
	士	月刊	天然生活	¥9,840
	ip   り			
		隔月刊	クウネル	¥4,500
	高▲	隔月刊	暮らしの手帖	¥5,988
	▎▐	月2回	クロワッサン	¥12,000
	₩	月刊	ESSE	¥6,840
	若	月刊	サンキュ	¥5,830
		月刊	NHKきょうの料理	¥7,080
	料理	月2回	レタスクラブ	¥6,900
		月2回	オレンジページ	¥12,000
		月刊	3分クッキング	¥6,220
	高	月刊	大人のおしゃれ手帖	¥15,000
女	🕈	月刊	STORY	¥12,420
		月刊	oggi	¥11,820
性情		月刊	GLOW	¥14,760
報		月刊	LEE	¥10,500
誌		隔月刊	装苑	¥5,148
H,C,	$ \downarrow $	週刊	anan	¥26,830
	岩	月刊	non-no	¥8,400
		月刊	ジュニアエラ	¥5,988
		月刊	月刊ニュースがわかる	¥5,880
	低	月刊	ちいさなこどものとも	¥5,280
子	<del> </del>	月刊	かがくのとも	¥5, 280
供力		月刊	たくさんのふしぎ	¥9,240
向	▼	月刊	子供の科学	¥10,440
け		月刊	こどものとも 0.1.2	¥5, 282
	⊈↓	月刊	こどものとも年少版	¥5, 281
	▼高	月刊	こどものとも	¥5, 280
		月刊	FINEBOYS	¥7, 240
男	若▲	月刊	MEN'S NON - NO	¥9,060
性向	$  \uparrow  $	季刊	MEN' S CLUB	¥3,300
門け	●高	月刊	サライ	¥9,600
情	モ	月2回	<u>ファー</u> モノマガジン	¥14, 274
報	七	<u>月4回</u> 月刊	MONOQLO	¥10,320
誌		月刊	日経トレンディ	¥7,410
		隔月刊		¥4, 260
	育	月刊 月刊	ROUGIIIOE 母の友	¥6,960
J	틴	月刊	クーヨン	¥10,560
H		月刊	NHKきょうの健康	¥7,080
I		月刊 月刊	壮快	¥7,776
	建		,_ ,,	
	耟	月刊	安心	¥7,740
I		月刊	日経ヘルス	¥4, 200
		烱月刊	からだにいいこと	¥4,380
		隔月刊	NHK趣味の園芸 やさいの 時間	¥5,478
3	죈	月刊	NHK趣味の園芸	¥7,680
불	걔	月刊	現代農業	¥13,200
I		隔月刊	やさい畑	¥5,532
		隔月刊	園芸ガイド	¥4,320
手芸		月刊	NHKすてきにハンドメイド	¥7,920
		隔月刊	コットンフレンド	¥3,560
地 域		月刊	長野Komachi	¥7,920
		月刊	kura	¥10,000
		-	-	

				2024.3.14
		月刊	PEAKS	¥13,200
	.1.	月刊	山と渓谷	¥14,300
	山	月刊	BE-PAL	¥9,960
ス		隔月刊	ランドネ	¥8, 250
スポーツ・アウトドア		月刊	スキーグラフィック	¥14,520
	冬	不定	Freerun	¥6,314
		隔週	Sports Graphic Number	¥16,000
		月2回	Tarzan	¥12,790
	その他	月刊	相撲	¥12,000
		月刊	サッカーダイジェスト	¥9,600
		週刊	週刊ベースボール	¥28,815
		月刊	バドミントンマガジン	¥11,760
		月刊	Bicycle Club(自転車)	¥11,220
		季刊	ドゥーパ	¥6,160
		月刊	つり人	¥13,200
		月刊	日経エンタテイメント	¥7,410
1	J. N	月刊	CUT	¥10,920
	総合	月刊	Pen	¥15, 400
1		月2回	ブルータス	¥14, 400
1		月刊	SWITCH	¥11,880
		月刊	月刊Piano	¥9,097
	<u>√</u> ;		音楽の友	<u> </u>
力	音楽	月刊		¥13, 272
ルイ	*	月刊	モーストリークラシック	¥12,960
チャ	I.	月刊	音楽と人	¥10,080
ì	映	月刊	SCREEN	¥10,320
Ι΄	画	月刊	キネマ旬報	¥16,380
	美	隔月刊	一枚の絵	¥6,000
	術	月刊	芸術新潮	¥18,840
	囲	月刊	NHK囲碁講座	¥7,200
	碁	月刊	碁ワールド	¥11,800
	将	月刊	NHK将棋講座	¥7,200
	棋	月刊	将棋世界	¥9,600
7	P	月刊	アニメージュ	¥12,960
]     	_	月刊	アニメディア	¥9,780
>	7	月刊	Newtype	¥10,320
		週刊	週刊ダイヤモンド	¥26, 200
幺	マ マ	週刊	週刊東洋経済	¥28,000
形法	圣	月2回	PRESIDENT	
1)	┑			¥18,720
<u> </u>		月刊	日経Woman	¥9,590
禾	斗	月刊	ナショナル ジオグラ	¥12,320
	· 学		フィック	
		月刊	日経サイエンス	¥17,300
扩	衣	月刊	旅行読売	¥7,728
彳	<u>ļ</u>	隔月刊	旅と鉄道	¥6,600
	趣	月刊	ダ ヴィンチ	¥8,400
1	味	隔月刊	MOE	¥10,920
文		月刊	文藝春秋	¥11,520
文芸	総合	月刊	中央公論	¥9,600
		月刊	世界	¥11,700
		月刊	正論	¥10,080
			<u>ーニーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー</u>	
専門		季刊	ス・ガイド	¥11,000
4,	١ ٦	日却	日経PC21	¥Q 010
\ <b>'</b>		月刊		¥8,910
*		は削のす	算で購入している雑誌です(スポ	ファー対象)